

芸能実演家等に関する人材育成についての主な提言等

○「今後の舞台芸術創造活動の支援方策について（提言）～21世紀の日本の心を育むために～」(平成16年2月3日文化審議会文化政策部会) (抜粋)

Ⅲ. 我が国の今後の舞台芸術創造活動への支援の在り方

1. 舞台芸術創造活動への支援の基本的在り方

【人材育成をはじめとする基盤形成への支援の充実】

舞台芸術創造活動が今後とも充実・発展していくためには、中長期的な観点からは、何よりも、才能ある人材がその能力を最大限に発揮できるような環境を整備することが最も重要である。また、より安定した活動を展開していくためには、舞台芸術創造活動に関する資料の収集、保存、調査研究とともに、この分野の様々な情報が円滑に入手できるような情報網の整備も重要であり、このような舞台芸術創造活動を支える基盤を形成するための事業への支援は、創造活動への支援と両輪を成すよう進めていくことが必要である。

特に、人材育成策については、将来的に我が国の舞台芸術創造活動の振興に果たす役割が極めて大きいことを考慮し、我が国の将来の舞台芸術創造活動を担う若手の養成、プロデューサーなどのアートマネジメント担当者の研修、現場の舞台を作り上げていくために必要な人材の養成・研修などの充実に取り組んでいくことが必要である。

(略)

2. 舞台芸術創造活動への具体的支援策の方向性

(2) 基盤形成への支援

①人材育成策の充実

人材の育成については、近年、新進の芸術家が育っている一方、現場で舞台を作り上げる人材、芸術家を育てる指導者、既に活躍する芸術家の再教育の場の不足などが指摘されており、こうした人材の育成を図るため、文化芸術団体による人材育成事業や新進芸術家国内・海外留学制度への支援を充実していくことが必要である。

また、我が国の舞台芸術創造活動を活性化させる上で、各分野において実力と知名度を兼ね備えた団体・個人を育成することで、それぞれの分野の舞台芸術創造活動の国内的・国際的な知名度の向上を目指すといった手法も検討されるべきである。このような取組により、我が国の舞台芸術創造活動が、将来的には日本の顔ともなり、また観光資源ともなり得る評価が得られる可能性を秘めているため、国としては芸術家を育成する文化芸術団体と連携して表彰・顕彰などを充実していくことも重要である。

○「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）」（平成19年2月9日閣議決定）（抜粋）

第1 文化芸術の振興の基本的方向

3. 文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項

(1) 重点的に取り組むべき事項

i) 日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成

多様で優れた文化芸術の継承、発展、創造を担う専門的人材の育成は、分野やレベルに応じて、様々な文化芸術団体、教育機関等が担っている。これらの関係機関が連携・協力を図り、それぞれの分野の動向を踏まえた計画的・系統的な人材育成を促進するとともに、優れた人材が自らの才能を伸ばし、能力を最大限発揮できる環境を整備する必要がある。

(略)

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策

5. 芸術家等の養成及び確保等

多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくためには、その担い手として優秀な人材を得ることが不可欠であることから、次の施策を講ずる。

- ・ 文化芸術団体、教育機関などの関係機関が連携し、計画的・系統的な人材育成を促進する。
- ・ 高い技術と豊かな芸術性を備えた芸術家等を養成するため、新進芸術家等の海外留学や新国立劇場における研修事業の充実、各分野の文化芸術団体等が行う研修への支援を図るとともに、次代を担う新進芸術家が活動成果を発表する機会や世界的な芸術家による指導の機会の充実などを図る。

(略)

- ・ 大学等や国立の文化施設等における文化芸術に係る教育及び研究の充実を図る。